

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年6月30日(2005.6.30)

【公表番号】特表2005-506285(P2005-506285A)

【公表日】平成17年3月3日(2005.3.3)

【年通号数】公開・登録公報2005-009

【出願番号】特願2002-567353(P2002-567353)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 45/00

A 6 1 K 7/42

A 6 1 K 7/50

A 6 1 K 31/07

A 6 1 K 31/11

A 6 1 K 31/203

A 6 1 K 31/352

A 6 1 K 35/78

A 6 1 P 17/00

A 6 1 P 17/10

A 6 1 P 17/16

// C 0 7 D 311/36

【F I】

A 6 1 K 45/00

A 6 1 K 7/42

A 6 1 K 7/50

A 6 1 K 31/07

A 6 1 K 31/11

A 6 1 K 31/203

A 6 1 K 31/352

A 6 1 K 35/78 J

A 6 1 P 17/00

A 6 1 P 17/10

A 6 1 P 17/16

C 0 7 D 311/36

【手続補正書】

【提出日】平成15年10月29日(2003.10.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

皮膚科学的(dermatological)症状の治療時における局所適用向けのレチノイド含有薬剤を製造するにあたって、EGFR阻害特性を有する、ゲニステインと、ゲニスチンと、ケルセチンと、エクオールと、スタウロスボリンと、アエロブリシニンと、インドカルバゾールと、ラベンダスチンと、ピセアタンノールと、ケンフェロールと、ダイゼインと、エルブスタチンと、チルホスチンと、これらの誘導体と、から選択される、天然EGFR阻害化合物を用いることを特徴とする使用。

【請求項 2】

請求項 1 に記載の使用において、前記レチノイドが、レチノイン酸、全トランスレチノイン酸、13 - シスレチノイン酸、9 - シスレチノイン酸、レチノール、レチナール、レチノイン酸エステルまたはこれらの混合物から選択される、天然レチノイドであることを特徴とする使用。

【請求項 3】

請求項 1 に記載の使用において、前記レチノイドが合成レチノイドであることを特徴とする使用。

【請求項 4】

請求項 1 ~ 3 の内のいずれか 1 項に記載の使用において、皮膚科学的な症状が、座瘡と、座瘡瘢痕と、湿疹と、角化障害と、癌と、前癌病変と、化学予防と、疣贅と、サルコイドーシスと、光老化皮膚の治療と、光老化皮膚の防止と、老徴のある皮膚の治療と、老徴のある皮膚の防止と、炎症後色素沈着と、UV によってコラーゲン生合成ができなくなることと、これらの組み合わせと、から選択されることを特徴とする使用。

【請求項 5】

請求項 1 ~ 4 の内のいずれか 1 項に記載の使用において、前記天然 E G F R 阻害剤が、ダイズ由来の化合物、混合物、単離物または抽出物の形態で存在することを特徴とする使用。

【請求項 6】

皮膚科学的 (dermatological) 症状の治療時におけるレチノイドの同時使用に関連した局所適用向けの薬剤を製造するにあたって、E G F R 阻害特性を有する、ゲニステインと、ゲニスチンと、ケルセチンと、エクオールと、スタウロスボリンと、アエロプリシニンと、インドカルバゾールと、ラベンダスチンと、ピセアタンノールと、ケンフェロールと、ダイゼインと、エルブスタチンと、チルホスチンと、これらの誘導体と、から選択される、天然 E G F R 阻害化合物を用いることを特徴とする使用。

【請求項 7】

請求項 6 に記載の使用において、前記レチノイドが、レチノイン酸、全トランスレチノイン酸、13 - シスレチノイン酸、9 - シスレチノイン酸、レチノール、レチナール、レチノイン酸エステルまたはこれらの混合物から選択される、天然レチノイドであることを特徴とする使用。

【請求項 8】

請求項 6 に記載の使用において、前記レチノイドが合成レチノイドであることを特徴とする使用。

【請求項 9】

請求項 6 ~ 8 の内のいずれか 1 項に記載の使用において、前記レチノイドが経口的に投与されることを特徴とする使用。

【請求項 10】

請求項 6 ~ 9 の内のいずれか 1 項に記載の使用において、皮膚科学的な症状が、座瘡と、座瘡瘢痕と、湿疹と、角化障害と、癌と、前癌病変と、化学予防と、疣贅と、サルコイドーシスと、光老化皮膚の治療と、光老化皮膚の防止と、老徴のある皮膚の治療と、老徴のある皮膚の防止と、炎症後色素沈着と、UV によってコラーゲン生合成ができなくなることと、これらの組み合わせと、から選択されることを特徴とする使用。

【請求項 11】

請求項 6 ~ 10 の内のいずれか 1 項に記載の使用において、天然 E G F R 阻害剤が、ダイズ由来の化合物、混合物、単離物または抽出物の形態で存在することを特徴とする使用。

【請求項 12】

E G F R の UV 活性化によって引き起こされる剥離を低減するための局所適用向けのサンスクリーン製剤を製造するにあたって、E G F R 阻害特性を有する、ゲニステインと、ゲニスチンと、ケルセチンと、エクオールと、スタウロスボリンと、アエロプリシニンと

、インドカルバゾールと、ラベンダスチンと、ピセアタンノールと、ケンフェロールと、ダイゼインと、エルブスタチンと、チルホスチンと、これらの誘導体と、から選択される、天然 E G F R 阻害化合物を用いることを特徴とする使用。

【請求項 1 3】

請求項 1 2 に記載の使用において、サンスクリーン製剤が U V A 遮断剤と U V B 遮断剤とを含有することを特徴とする使用。

【請求項 1 4】

E G F R の局所的な化学活性化によって引き起こされる剥離を低減するための皮膚洗浄剤を製造するにあたって、E G F R 阻害特性を有する、ゲニステインと、ゲニスチンと、ケルセチンと、エクオールと、スタウロスボリンと、アエロプリシニンと、インドカルバゾールと、ラベンダスチンと、ピセアタンノールと、ケンフェロールと、ダイゼインと、エルブスタチンと、チルホスチンと、これらの誘導体と、から選択される、天然 E G F R 阻害化合物を使用することを特徴とする使用。

【請求項 1 5】

人間または動物に使用するための洗浄剤であって、石鹼または界面活性剤を含み、かつ、E G F R 阻害特性を有する、ゲニステインと、ゲニスチンと、ケルセチンと、エクオールと、スタウロスボリンと、アエロプリシニンと、インドカルバゾールと、ラベンダスチンと、ピセアタンノールと、ケンフェロールと、ダイゼインと、エルブスタチンと、チルホスチンと、これらの誘導体と、から選択される天然 E G F R 阻害化合物を E G F R の局所的な化学活性化によって引き起こされる剥離を低減するのに有効な量で含むことを特徴とする洗浄剤。